山形県共同募金会 寒河江市共同募金委員会
赤い羽根共同募金配分助成事業 実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、山形県共同募金会寒河江市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、赤い羽根共同募金の配分金を財源として行う地域における福祉活動に対する助成事業に関し、その基準及び手続について定めることを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　助成の対象となる団体は、寒河江市内における社会福祉を目的とする事業を実施する団体で、助成を希望し、かつ、次の各号の全てを満たすものとする。

（１）社会福祉を目的とした団体（法人格の有無は問わない）であること。

（２）健全な運営と信頼性のある団体であること。

（ア）定款または会則、名簿等が整備され、定期的な総会等が行われていること。

（イ）適切な会計管理と運営が行われており、地域住民から広く信頼を得ていること。

（３）非営利・独立性の確保ができていること。

（ア）営利を目的とせず、社会的な課題解決や福祉の向上を第一に活動していること。

（イ）特定の政治運動、宗教活動、組合活動などとは切り離され、独立して活動していること。

（ウ）サービスの対象者を特定の関係者に限定せず、広く、平等に助けを必要とする人々を支援していること。

（４）透明性の確保ができていること。

運営組織や事業内容等について、市民や関係機関に対して情報開示を行っていること。

（５）民間としての独自性を持つ団体であること。

国や地方公共団体が運営・責任を負う事業や施設ではない、民間の自立的な社会福祉事業であること。

（６）その他、共同募金の配分の趣旨にふさわしいと認められること。

（助成対象事業及び助成対象外事業）

第３条　助成対象事業は、前条の団体が原則として翌年度に行う具体的な福祉活動事業とする。

助成対象事業の主な区分は次のとおりとする。

（１）先駆的・モデル事業

地域社会の新たな福祉課題の解決に資する先駆的・モデル的な取り組みや、福祉推進のための研修・普及啓発事業

（２） 生活支援事業

移送サービス、居場所づくり活動、地域福祉にかかる交流活動等、生活支援に係る事業

（３）その他地域福祉事業

その他、本会が地域福祉推進事業として特に認めた福祉課題の解決に向けた取り組みや、福祉推進のための事業

２　前項に定める福祉活動事業であっても、次の各号に該当する事業は助成の対象としない。

（１）国、市町村等他団体からの委託事業または当該事業にについて、他の助成金等を受ける事業

（２）営利性のある事業、または団体の構成員のみを対象として実施する事業

（３）団体・組織運営事業、または他団体・上部団体等が主催する研修会、大会への参加事業

（４）他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

（５）この助成が成されなかった場合実施しない事業

（助成対象外経費）

第４条　助成対象事業であっても、次の各号に定める経費は対象外とする。

（１）人件費

（２）食料費（子ども食堂など、福祉活動として食事を直接提供する事業の費用を除く）

（３）旅費交通費

（４）負担金（関係団体や上部組織に対する会費など）

（５）事業の間接的経費（備品処分費、送料、保険等）

（助成申請額及び基準）

第５条　助成申請額は、助成対象事業の総額から助成対象外経費を減算した額を上限とする。

（１）助成申請額は千円単位とする。

（２）助成予定額は、事業の必要性及び共同募金額実績を勘案し、本会審査委員会が決定する額とし、申請額を上限とする。

（申請及び決定）

第６条　助成を希望する団体は、本会が定めた期日までに、所定の申請書に必要書類を添付し、提出しなければならない。

２　本会は、提出された申請書類に基づき、必要な調査、検討を本会審査委員会で行い、

本会運営委員会の承認を経て助成予定額を決定する。

（助成金の交付）

第７条　助成金の交付は、原則として事業の完了後、本会が別に定める事業完了報告書及び経費の支出を証明する書類を審査し、適当と認めたときに交付する。

（助成事業の変更等）

第８条　助成決定後、やむを得ない事情により事業計画、資金計画等を変更、又は中止しようとするときは、事前に変更申請書を提出し、本会の承認を得なければならない。

（報告及び監査）

第９条　助成を受けた団体は、事業完了後、速やかに本会が指定した事業完了報告書を本会に提出しなければならない。

２　本会は、必要と認めるときは、助成事業の実施状況及びその成果に関し、会計経理の調査や監査を求めることができる。助成を受ける団体はこれに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第１０条　虚偽の申請等があった場合、助成を受けた団体の事業内容が著しく低下し、又は事業の変更・廃止・中止等がなされた場合、及び助成を受ける団体としての要件に反した場合は、助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

（周知及び情報開示）

第１１条　助成を受けた団体は、当該助成事業が共同募金の配分を受けた事業であることを住民に周知しなければならない。

２　本会は、助成の内容について広く市民に周知するとともに、関係機関、市民から求めがあったときには、助成の可否にかかわらず申請内容、助成の決定過程等を開示するものとする。

（市社会福祉協議会への配分）

第１２条　地域配分金のうち、社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する地域福祉の推進を目的とした事業に対する助成については、共同募金の理念である地域福祉の推進を図るため、優先的に助成するものとする。

２　助成の対象となる事業は、市社協が社会福祉法に基づき地域において実施する地域福祉事業及びこれに準ずる事業とする。

３　助成の基準は、毎年度の募金実績及び地域福祉の推進状況を勘案し、別に定める基準に基づき、審査委員会の審議を経て決定するものとする。

４　市社協は、助成を受けた事業について、助成を受けた団体としての責務（第８条、第

９条、第 10 条に準ずる）を遵守しなければならない。

附　則

この要綱は、令和７年 11 月１日から施行する。

山形県共同募金会寒河江市共同募金委員会 市社会福祉協議会配分基準

1 目的

第 12 条第 3 項に基づき、寒河江市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業に対する配分の基準を定める。

2 配分基準

（1）算定原則

配分額は、市社協が提出する地域福祉推進事業計画を基に、その事業の必要性を最大限尊重して算定する。

（2）財源の勘案

寒河江市共同募金の実績及び地域配分に充当できる総額を最優先で勘案し、配分額を決定する。

（3）調整

申請額が配分可能額を上回るなど、特別な事情が生じた場合は、審査委員会において事業内容、緊急性、他の財源状況等を総合的に判断し、配分額を調整することができる。